

「指定認知症対応型共同生活介護・指定介護予防認知症対応型共同生活介護」

利用料金表

法改定に伴い、令和5年4月1日から利用料金が下記のように変更になります。

グループホームあさくらの家 東郷

月額利用料金の目安：対象となる介護度の A) と B) を合わせた料金となります

A) 介護保険の給付対象となるサービス利用料金

(単位：介護報酬単位)

項目 / 介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 認知症対応型共同生活介護費 (I)	760	764	800	823	840	858
② サービス提供体制強化加算 II	18	18	18	18	18	18
③ 医療連携体制加算 I	-	39	39	39	39	39
④ 認知症専門ケア加算 I	3	3	3	3	3	3
日額単位小計 (①+②+③+④)	781	824	860	883	900	918
⑤ 月額単位小計 (30日で計算した場合)	23,430	24,720	25,800	26,490	27,000	27,540
⑥ 介護職員処遇改善加算 I ⑤× 11.1%	2,601	2,744	2,864	2,940	2,997	3,057
⑦ 介護職員等特定処遇改善加算 I ⑤× 3.1%	726	766	800	821	837	854
⑧ 介護職員等ベースアップ等支援加算 ⑤× 2.3%	539	569	593	609	621	633
⑨ 介護保険給付対象合計 ⑤+⑥+⑦+⑧	27,296	28,799	30,057	30,860	31,455	32,084
⑩ 地域区分換算額 (円) ⑧× 10.14	¥276,781	¥292,021	¥304,777	¥312,920	¥318,953	¥325,331
A) 介護費用自己負担額 (1割)	¥27,679	¥29,203	¥30,478	¥31,292	¥31,896	¥32,534
A) 介護費用自己負担額 (2割)	¥55,357	¥58,405	¥60,956	¥62,584	¥63,791	¥65,067
A) 介護費用自己負担額 (3割)	¥83,035	¥87,607	¥91,434	¥93,876	¥95,686	¥97,600

① 短期利用認知症対応型共同生活介護のご利用の場合、基本単位は以下の通りとなります。

項目 / 介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
短期利用認知症対応型共同生活介護 I	788	792	828	853	869	886

② サービス提供体制強化加算 II：介護職員のうち介護福祉士の割合が 60% 以上の場合算定。

③ 医療連携体制加算 I：24時間連絡体制の整った看護師による、日常的な健康管理や医療機関との連絡・調整が行われ、重度化した場合の看取りの指針を整備されている場合に算定。

④ 認知症専門ケア加算 I：日常生活自立度Ⅲ以上の認知症の入居者が総数の1/2以上で、認知症介護実践リーダー研修修了者を配置し、認知症ケア研修を計画的に実施している施設で算定されます。

⑥ 介護職員処遇改善加算 I：介護職員の賃金等の処遇改善、資質の向上、計画的な研修の実施、昇給の仕組み等が整備されている施設で算定されます。所定単位 (小計⑤) に111/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)

⑦ 介護職員等特定処遇改善加算 I：⑥とは別に、経験・技能のある介護職員その他の職員に対し処遇改善を図る場合に算定。所定単位 (小計⑤) に31/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入)

⑧ 介護職員等ベースアップ等支援加算：⑥とは別に、新型コロナウイルス対応、介護職員等のキャリア形成や職場環境整備、処遇改善を図る場合に算定。所定単位 (小計⑤) に23/1000を乗じた単位。(小数点以下は四捨五入) 【※2022年10月～新設】

⑩ 福井市の地域区分は7級地です。(1単位=10.14円で計算、小数点以下切り捨て、支給限度額管理対象外)

★その他の加算 (介護保険給付対象)

サービスの種類	料金	備考
初期加算 (30日限度)	30単位/日	新入居および30日超入院後に退院し再入居から30日間算定。
入院時費用 (月6日限度)	246単位/日	入院時に所定単位に代えて算定。
口腔衛生管理加算	30単位/月	歯科医師、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対し口腔ケアに係る技術的助言・指導を月1回以上実施する場合
口腔・栄養スクリーニング加算 (6ヶ月に1回)	5単位/回	6ヶ月毎に栄養状態の確認を行い、介護支援専門員に情報を文書で共有した場合に算定
科学的介護推進体制加算 I	40単位/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出している。
看取り介護加算	死亡日以前31日以上45日以下	72単位/日
	死亡日以前4日以上30日以下	144単位/日
	死亡日の前日及び前々日	680単位/日
	死亡日	1,280単位/日

※これらの加算対象の方は月額単位小計に加算され、処遇改善加算対象となります。

B) 介護保険の給付対象外のサービス利用料金

項目	月額(30日換算)	1日あたり	備考
食事費	¥39,000	¥1,300	朝食350円、昼食500円、夕食450円
居住費	¥57,000	¥1,900	入院・外泊時必要となります
B) 介護給付対象外費用	¥96,000	¥3,200	